令 和 5 年 度

敦賀市予算書

敦　　賀　　市

目　　次

第８号議案　令和5年度　敦賀市一般会計予算 ……………………………… 1頁
第９号議案　令和5年度　敦賀市港湾施設事業特別会計予算 ………………… 13頁
第10号議案　令和5年度　敦賀市国民健康保険
（事業勘定の部及び施設勘定の部）特別会計予算 ……………… 17頁
第11号議案　令和5年度　敦賀市介護保険特別会計予算 ……………………… 27頁
第12号議案　令和5年度　敦賀市産業団地整備事業特別会計予算 …………… 31頁
第13号議案　令和5年度　敦賀市後期高齢者医療特別会計予算 ……………… 35頁
第14号議案　令和5年度　敦賀市公共用地先行取得事業特別会計予算 ……… 39頁
第15号議案　令和5年度　市立敦賀病院事業会計予算 ………………………… 43頁
第16号議案　令和5年度　敦賀市水道事業会計予算 …………………………… 47頁
第17号議案　令和5年度　敦賀市下水道事業会計予算 ………………………… 51頁

第　８　号　議　案

令　和　５　年　度　敦　賀　市　一　般　会　計　予　算

令和５年度敦賀市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３７,８５９,１７８千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

（地方債）

第３条　地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表　地方債」による。

（一時借入金）

第４条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、１,５００,０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第５条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)　各項に計上した報酬、給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和　５　年　２　月２２日　提出

敦賀市長　　渕　上　隆　信

第　1　表　歳入歳出予算

1　歳　入

（単位：千円）

款	項	金　　額
3 市　　税		12,765,110
	5 市 民 税	4,285,281
	10 固定資産税	7,148,921
	15 軽自動車税	235,017
	20 市たばこ税	517,659
	25 鉱 産 税	313
	35 入 湯 税	18,072
	40 都市計画税	559,847
6 地方譲与税		220,111
	5 地方揮発油譲与税	50,000
	10 自動車重量譲与税	135,000
	20 特別とん譲与税	20,000
	25 森林環境譲与税	15,111
9 利子割交付金		5,000
	5 利子割交付金	5,000
12 配当割交付金		50,000
	5 配当割交付金	50,000
15 株式等譲渡所得割交付金		30,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	30,000
17 法人事業税交付金		180,000
	5 法人事業税交付金	180,000
18 地方消費税交付金		1,450,000
	5 地方消費税交付金	1,450,000
21 ゴルフ場利用税交付金		10,000
	5 ゴルフ場利用税交付金	10,000
24 自動車取得税交付金		2,359
	5 自動車取得税交付金	2,359
25 環境性能割交付金		17,583
	5 環境性能割交付金	17,583
27 地方特例交付金		70,000
	5 地方特例交付金	70,000
30 地方交付税		1,750,000
	5 地方交付税	1,750,000
33 交通安全対策特別交付金		7,000
	5 交通安全対策特別交付金	7,000
36 分担金及び負担金		88,345
	5 負 担 金	88,345

（単位：千円）

款	項	金　　額
39 使用料及び手数料		551,401
	5 使 用 料	479,352
	10 手 数 料	72,049
42 国庫支出金		5,554,820
	5 国庫負担金	2,194,015
	10 国庫補助金	3,348,725
	15 委 託 金	12,080
45 県支出金		2,863,750
	5 県負担金	898,491
	10 県補助金	728,559
	15 県交付金	1,190,281
	20 委 託 金	46,419
48 財産収入		27,197
	5 財産運用収入	26,996
	10 財産売払収入	201
51 寄 附 金		5,000,021
	5 寄 附 金	5,000,021
54 繰 入 金		2,903,506
	5 繰 入 金	2,903,506
57 繰 越 金		10
	5 繰 越 金	10
60 諸 収 入		1,893,965
	5 延滞金加算金及び過料	7,000
	10 市預金利子	400
	15 貸付金元利収入	402,000
	20 受託事業収入	148,406
	25 雑　　入	1,336,159
63 市　　債		2,419,000
	5 市　　債	2,419,000
歳　入　合　計		37,859,178

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	金　　額
3　議 会 費		272,303
	5　議 会 費	272,303
6　総 務 費		7,882,921
	5　総務管理費	7,229,756
	10　徴 税 費	313,535
	15　戸籍住民基本台帳費	200,017
	20　選 挙 費	93,807
	25　統計調査費	11,533
	30　監査委員費	34,273
9　民 生 費		10,543,043
	5　社会福祉費	5,286,064
	10　児童福祉費	4,593,996
	15　生活保護費	662,983
12　衛 生 費		6,495,774
	5　保健衛生費	1,952,896
	10　清 掃 費	4,542,878
15　労 働 費		117,932
	5　労働諸費	117,932
18　農林水産業費		391,624
	5　農 業 費	238,375
	10　林 業 費	125,370
	15　水産業費	27,879
21　商 工 費		1,706,070
	5　商 工 費	1,706,070
24　土 木 費		2,988,853
	5　土木管理費	94,513
	10　道路橋りょう費	622,733
	15　河 川 費	45,957
	20　港 湾 費	32,144
	25　都市計画費	1,727,423
	30　住 宅 費	466,083
27　消 防 費		977,683
	5　消 防 費	977,683
30　教 育 費		3,798,870
	5　教育総務費	627,360
	10　小学校費	645,782
	15　中学校費	258,364

（単位：千円）

款	項	金　　　額
	20 幼稚園費	305,456
	23 大 学 費	466,860
	25 社会教育費	968,123
	30 保健体育費	526,925
33　災害復旧費		20,200
	5 農林水産施設災害復旧費	14,200
	10 公共土木施設災害復旧費	6,000
36 公 債 費		2,643,905
	5 公 債 費	2,643,905
39 予 備 費		20,000
	5 予 備 費	20,000
歳　出　合　計		37,859,178

第 2 表

債 務 負 担 行 為

（単位　千円）

事　　　　項	期　　　　間	限　度　額
北陸新幹線敦賀開業みんなで応援プロジェクト業務委託料	令和 ６ 年度	１８，４９１

第 3 表

地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利　　率	償還の方法
公用車脱炭素化推進事業	千円 4,000	証書借入又は証券発行 （政府資金 その他）	4.0 ％以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他の資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	５年以内（うち据置１年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし、借入先の融通条件に従い償還し、又本市財政の都合により償還年限を短縮、繰上げ償還することができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利　　率	償還の方法
福祉総合センター改修事業	千円 33,600	証書借入又は証券発行 （政府資金その他）	4.0％以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他の資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	１０年以内（うち据置２年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし、借入先の融通条件に従い償還し、又本市財政の都合により償還年限を短縮、繰上げ償還することができる。
水道事業会計出資債	34,800	同　上	同　上	３０年以内（うち据置５年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし書同文
一般廃棄物最終処分場整備事業	1,481,000	同　上	同　上	２０年以内（うち据置３年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし書同文
清掃センター整備事業	34,400	同　上	同　上	同　上
造林事業	7,400	同　上	同　上	５０年以内（うち据置３５年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし書同文

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消雪施設整備事業	千円 36,000	証書借入又は証券発行 （政府資金 その他）	4.0％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他の資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	１０年以内（うち据置２年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし、借入先の融通条件に従い償還し、又本市財政の都合により償還年限を短縮、繰上げ償還することができる。
橋りょう新設改良事業	24,800	同上	同上	２０年以内（うち据置５年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし書同文
道路長寿命化事業	11,600	同上	同上	１０年以内（うち据置２年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし書同文
河川浚渫推進事業	25,300	同上	同上	同上
北陸新幹線整備事業	24,000	同上	同上	３０年以内（うち据置５年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし書同文

起債の目的	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
北陸新幹線駅周辺整備事業	千円 83,500	証書借入又は証券発行 （政府資金その他）	4.0％以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他の資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	２０年以内（うち据置５年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし、借入先の融通条件に従い償還し、又本市財政の都合により償還年限を短縮、繰上げ償還することができる。
北陸新幹線関連公共施設等整備事業	24,400	同　上	同　上	同　上
市営住宅改修事業	159,400	同　上	同　上	１５年以内（うち据置３年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし書同文
小中一貫校整備事業	73,400	同　上	同　上	２５年以内（うち据置３年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし書同文
学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業	9,000	同　上	同　上	１０年以内（うち据置２年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし書同文

起債の目的	限度額	起債の方法	利　　率	償還の方法
プラザ萬象改修事業	千円 15,700	証書借入又は証券発行 （政府資金　その他）	4.0％以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他の資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	２０年以内（うち据置３年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし、借入先の融通条件に従い償還し、又本市財政の都合により償還年限を短縮、繰上げ償還することができる。
史跡武田耕雲斎等墓活用整備事業	23,300	同　上	同　上	１０年以内（うち据置２年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし書同文
運動公園テニスコート改修事業	10,800	同　上	同　上	同　上
林業施設災害復旧事業	2,600	同　上	同　上	同　上
臨時財政対策債	300,000	同　上	同　上	２０年以内（うち据置３年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし書同文
合　　計	2,419,000			

第　９　号　議　案

令和５年度敦賀市港湾施設事業特別会計予算

令和５年度敦賀市の港湾施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２１，７２４千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和　５　年　２　月２２日　提出

敦賀市長　　渕　上　隆　信

第 1 表　歳入歳出予算

1 歳　入

(単位：千円)

款	項	金　額
3 使用料及び手数料		19,769
	5 使用料	19,769
9 繰越金		1
	5 繰越金	1
12 諸収入		1,954
	5 市預金利子	1
	10 雑　入	1,953
歳入合計		21,724

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	金　　額
3　港湾施設事業費		8,717
	5 管 理 費	8,717
4　諸支出金		11,337
	5 繰 出 金	11,337
6　公 債 費		1,570
	5 公 債 費	1,570
9　予 備 費		100
	5 予 備 費	100
歳　出　合　計		21,724

第 10 号 議 案

令和５年度敦賀市国民健康保険
（事業勘定の部及び施設勘定の部）特別会計予算

令和５年度敦賀市の国民健康保険（事業勘定の部及び施設勘定の部）特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　事業勘定の部の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ６,７１３,７７９千円と定める。

２　施設勘定の部の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３０,０１４千円と定める。

３　事業勘定の部及び施設勘定の部の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２０条第２項ただし書の規定により、事業勘定の部及び施設勘定の部の歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)　各項に計上した報酬、給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2)　保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 ５ 年 ２ 月２２日　提出

敦賀市長　　渕 上 隆 信

（事業勘定の部）

第　1　表　歳入歳出予算

1　歳　入

（単位：千円）

款	項	金　額
3 国民健康保険税		1,249,459
	5 国民健康保険税	1,249,459
6 使用料及び手数料		350
	5 手 数 料	350
9 国庫支出金		1
	10 国庫補助金	1
12 県支出金		4,946,862
	5 県負担金	4,946,862
27 繰 入 金		508,091
	5 他会計繰入金	508,091
30 繰 越 金		1
	5 繰 越 金	1
33 諸 収 入		9,015
	5 延滞金加算金及び過料	6,010
	10 市預金利子	1
	15 雑　入	3,004
歳　入　合　計		6,713,779

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	金　額
3 総 務 費		128,893
	5 総務管理費	88,666
	10 徴 税 費	39,964
	15 運営協議会費	263
6 保険給付費		4,890,181
	5 療養諸費	4,216,261
	10 高額療養費	652,549
	15 移 送 費	71
	20 出産育児諸費	14,500
	25 葬祭諸費	4,800
	30 傷病手当諸費	2,000
8 国民健康保険事業費納付金		1,609,805
	5 医療給付費分	1,083,614
	10 後期高齢者支援金等分	406,083
	15 介護納付金分	120,108
24 保健事業費		49,348
	5 特定健康診査等事業費	40,492
	10 保健事業費	8,856
30 諸支出金		35,452
	5 償還金及び還付加算金	10,101
	10 繰 出 金	25,351
33 予 備 費		100
	5 予 備 費	100
歳　出　合　計		6,713,779

（施設勘定の部）

第 1 表　歳入歳出予算

1 歳　入

(単位：千円)

款	項	金　額
3 診療収入		4,615
	5 外来収入	4,615
6 使用料及び手数料		3
	5 手 数 料	3
9 繰 入 金		25,351
	5 事業勘定繰入金	25,351
12 繰 越 金		1
	5 繰 越 金	1
15 諸 収 入		44
	5 雑　入	44
歳　入　合　計		30,014

２　歳　出

（単位：千円）

款	項	金　　額
3 総 務 費		23,669
	5 施設管理費	23,669
6 医 業 費		6,295
	5 医 業 費	6,295
9 予 備 費		50
	5 予 備 費	50
歳　出　合　計		30,014

第 11 号 議 案

令和５年度敦賀市介護保険特別会計予算

令和５年度敦賀市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ６，０９２，２６８千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２０条第２項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)　各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2)　保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 5 年 2 月２２日　提出

敦賀市長　　渕 上 隆 信

第 1 表　歳入歳出予算

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	金額
3 保 険 料		1,299,950
	5 介護保険料	1,299,950
6 使用料及び手数料		1
	5 手 数 料	1
9 国庫支出金		1,404,674
	5 国庫負担金	1,029,687
	10 国庫補助金	374,987
12 支払基金交付金		1,592,125
	5 支払基金交付金	1,592,125
15 県支出金		844,407
	5 県負担金	808,888
	15 県補助金	35,519
21 繰 入 金		951,106
	5 一般会計繰入金	951,106
24 繰 越 金		1
	5 繰 越 金	1
27 諸 収 入		4
	5 延滞金加算金及び過料	1
	10 市預金利子	1
	15 雑 入	2
歳入合計		6,092,268

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	金　　額
3　総 務 費		129,698
	5　総務管理費	86,446
	10　徴 収 費	3,965
	15　介護認定審査会費	39,144
	20　趣旨普及費	143
6　保険給付費		5,657,146
	5　介護サービス等諸費	5,290,645
	10　介護予防サービス等諸費	127,744
	15　その他諸費	7,901
	20　高額介護サービス等費	120,012
	25　高額医療合算介護サービス等費	13,345
	30　特定入所者介護サービス等費	97,499
9　地域支援事業費		262,771
	6　介護予防・生活支援サービス事業費	198,656
	8　一般介護予防事業費	23,405
	10　包括的支援事業・任意事業費	39,592
	15　その他諸費	1,118
18　諸支出金		42,653
	5　償還金及び還付加算金	3,000
	10　繰 出 金	39,653
歳　出　合　計		6,092,268

第 12 号 議 案

令和5年度敦賀市産業団地整備事業特別会計予算

令和5年度敦賀市の産業団地整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２，２３０千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月２２日　提出

敦賀市長　　渕　上　隆　信

第 1 表　歳入歳出予算

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	金　額
15 繰 入 金		2,229
	5 繰 入 金	2,229
18 繰 越 金		1
	5 繰 越 金	1
歳　入　合　計		2,230

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	金　　額
3　産業団地整備事業費		2,230
	5　産業団地整備事業費	2,230
歳　出　合　計		2,230

第 13 号 議 案

令和５年度敦賀市後期高齢者医療特別会計予算

令和５年度敦賀市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ９４８,６８９千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和　５　年　２　月２２日　提出

敦賀市長　　渕　上　隆　信

第　1　表　歳入歳出予算

1　歳　入

（単位：千円）

款	項	金　　額
3 後期高齢者医療保険料		746,479
	5 後期高齢者医療保険料	746,479
6 使用料及び手数料		30
	5 手 数 料	30
12 繰 入 金		200,839
	5 一般会計繰入金	200,839
15 繰 越 金		1
	5 繰 越 金	1
18 諸 収 入		1,340
	5 延滞金加算金及び過料	30
	10 償還金及び還付加算金	1,310
歳　入　合　計		948,689

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	金　　額
3　総 務 費		7,184
	5　総務管理費	3,391
	10　徴 収 費	3,793
6　後期高齢者医療広域連合納付金		940,195
	5　後期高齢者医療広域連合納付金	940,195
9　諸支出金		1,310
	5　償還金及び還付加算金	1,310
歳　出　合　計		948,689

第 14 号 議 案

令和５年度敦賀市公共用地先行取得事業特別会計予算

令和５年度敦賀市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１５８，４０１千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表　地方債」による。

令和 5 年 2 月２２日　提出

敦賀市長　　渕 上 隆 信

第 1 表　歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
5 財産収入		100,000
	5 財産売払収入	100,000
10 繰 入 金		100
	5 繰 入 金	100
15 繰 越 金		1
	5 繰 越 金	1
20 市 債		58,300
	5 市 債	58,300
歳 入 合 計		158,401

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	金　　額
5　公共用地先行取得事業費		58,401
	5 公共用地先行取得事業費	58,401
15　公 債 費		100,000
	5 公 債 費	100,000
歳　　出　　合　　計		158,401

第 2 表

地　方　債

起債の目的	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
国道8号敦賀防災事業	千円 58,300	証書借入又は証券発行 （政府資金その他）	4.0％以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他の資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	１０年以内（うち据置２年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし、借入先の融通条件に従い償還し、又本市財政の都合により償還年限を短縮、繰上げ償還することができる。

第 15 号 議 案

令和５年度市立敦賀病院事業会計予算

（総　　則）

第１条　令和５年度市立敦賀病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)　病　床　数

一般病床	330床
感染症病床	2床

(2)　患　者　数

	年間患者数	１日平均患者数
入院延	82,716人	226人
外来延	170,100人	700人

(3)　主要な建設改良事業

嶺南地域急性期医療体制強化事業	338,800千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入	
第１款　病院事業収益	8,734,417千円
第１項　医業収益	7,200,016千円
第２項　医業外収益	1,534,401千円
支　　出	
第１款　病院事業費用	8,962,949千円
第１項　医業費用	8,700,464千円
第２項　医業外費用	206,868千円
第３項　特別損失	55,117千円

第４項　予　　備　　費　500千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額３６３，２９７千円は、過年度分損益勘定留保資金３６３，２９７千円で補てんするものとする。）

収　　入	
第１款　資本的収入	670,825千円
第１項　企　業　債	240,900千円
第２項　負　担　金	279,924千円
第３項　補　助　金	150,000千円
第４項　投資返戻金	1千円
支　　出	
第１款　資本的支出	1,034,122千円
第１項　建設改良費	520,169千円
第２項　企業債償還金	470,153千円
第３項　投　　　資	43,800千円

（企　業　債）

第５条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利　　率	償還の方法
医療機器整備事業	千円 240,900	証書借入又は証券発行 （政府資金 その他）	4.0 ％以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他の資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	５年以内（うち据置１年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし、借入先の融通条件に従い償還し、又企業財政の都合により償還年限を短縮し繰上げ償還することができる。

（一時借入金）

第６条　一時借入金の限度額は、２，０００，０００千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第７条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)　各項に計上した職員給与費に係る予定支出額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第８条　次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費　　4,468,661千円

（たな卸資産購入限度額）

第９条　たな卸資産の購入限度額は、１，８９８，０７６千円と定める。

（重要な資産の取得及び処分）

第１０条　重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種　類	名　称	数　量
取得する資産	医療器械	放射線治療装置	１式
	医療器械	ナースコールシステム	１式

令和　５　年　２　月２２日　提出

敦賀市長　　渕　上　隆　信

第 16 号 議 案

令和５年度敦賀市水道事業会計予算

（総　　則）

第１条　令和５年度敦賀市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水戸数	31,480戸
(2)	年間総給水量	9,317,220㎥
(3)	１日平均給水量	25,457㎥
(4)	主要な建設改良事業	
	管路改良事業	246,280千円
	昭和浄水場電気設備改良事業	82,500千円
	谷ポンプ場新設事業	103,500千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入	
第１款　水道事業収益	1,492,228千円
第１項　営業収益	1,210,562千円
第２項　営業外収益	281,666千円
支　　出	
第１款　水道事業費用	1,260,668千円
第１項　営業費用	1,150,210千円
第２項　営業外費用	107,801千円
第３項　特別損失	2,357千円
第４項　予備費	300千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額６３２，０８９千円は、建設改良積立金２４０，０００千円、過年度分損益勘定留保資金３６８，６８３千円及び当年度分損益勘定留保資金２３，４０６千円で補てんするものとする。）

収　　入	
第１款　資本的収入	240,400千円
第１項　企業債	111,100千円
第２項　負担区分に基づく負担金	38,594千円
第３項　補助金	50,893千円
第４項　工事負担金	5,000千円
第５項　出資金	34,813千円
支　　出	
第１款　資本的支出	872,489千円
第１項　建設改良費	483,095千円
第２項　企業債償還金	389,394千円

（企　業　債）

第５条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利　　　率	償還の方法
配水設備 改良事業	千円 111,100	証書借入又は 証券発行 （政府資金 その他）	4.0 ％以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他の資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	４０年以内（うち据置５年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし、借入先の融通条件に従い償還し、又企業財政の都合により償還年限を短縮し繰上げ償還することができる。

（一時借入金）

第６条　一時借入金の限度額は、３０，０００千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第７条　次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費　　　103,519千円

（たな卸資産購入限度額）

第８条　たな卸資産の購入限度額は、４，２８２千円と定める。

令和　５　年　２　月２２日　提出

敦賀市長　　渕　上　隆　信

第 17 号 議 案

令和５年度敦賀市下水道事業会計予算

（総　　則）

第１条　令和５年度敦賀市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	接　続　戸　数	25,820戸
(2)	年間総処理水量	8,965,040㎥
(3)	１日平均処理水量	24,495㎥
(4)	主要な建設改良事業	
	汚水管渠整備事業	239,500千円
	松島ポンプ場改築事業	86,000千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入	
第１款　下水道事業収益	2,488,994千円
第１項　営　業　収　益	1,410,978千円
第２項　営業外収益	1,078,016千円
支　　出	
第１款　下水道事業費用	2,380,909千円
第１項　営　業　費　用	2,144,507千円
第２項　営業外費用	230,862千円
第３項　特　別　損　失	5,040千円
第４項　予　備　費	500千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１，０３７，１９０千円は、過年度分損益勘定留保資金７６，０９８千円、当年度分損益勘定留保資金７５１，０９２千円及び利益剰余金処分額２１０，０００千円で補てんするものとする。）

収　　入

第１款　資本的収入	517,320千円
第１項　企業債	347,000千円
第２項　受益者負担金	9,070千円
第３項　補助金	155,250千円
第４項　貸付金償還金	6,000千円

支　　出

第１款　資本的支出	1,554,510千円
第１項　建設改良費	360,184千円
第２項　企業債償還金	1,188,326千円
第３項　貸付金	6,000千円

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

（単位　千円）

事　　項	期　　間	限　度　額
松島ポンプ場建築設備更新事業	令和　６　年度	２００，０００
水洗便所改造資金貸付金利子補給金	令和　６　年度から令和１０年度まで	２８５

（企　業　債）

第６条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利　　率	償還の方法
下水道建設改良事業	千円 220,900	証書借入又は証券発行 （政府資金　その他）	4.0％以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他の資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	４０年以内（うち据置５年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし、借入先の融通条件に従い償還し、又企業財政の都合により償還年限を短縮し繰上げ償還することができる。
資本費平準化債	34,400	同　上	同　上	２０年以内（うち据置５年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし書同文
下水道事業借換債	91,700	同　上	同　上	２０年以内の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし書同文
合　計	347,000			

（一時借入金）

第７条　一時借入金の限度額は、５００，０００千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第８条　次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費　　　103,512千円

（利益剰余金の処分）

第９条　利益剰余金のうち２１０，０００千円は、次のとおり処分するものと定める。

減債積立金　210,000千円

（たな卸資産購入限度額）

第１０条　たな卸資産の購入限度額は、１，３８６千円と定める。

令和５年２月２２日　提出

敦賀市長　渕上隆信